

かもがわ

迎春

# 天皇の生前退位問題

弁護士 坂元和夫

Kazuo Sakamoto



## 1 天皇のビデオメッセージ

2016年8月8日天皇がビデオメッセージの形で国民に対して高齢と体調を理由に生前退位（譲位という用語は、天皇の地位が国民の総意に基づくとする憲法原則に照らし適切ではありません）を望む意向を明らかにされました。天皇が国民に対して直接意思表示をするのはきわめて異例なことで、近年では、昭和天皇が二・二六事件の時と終戦の決断をした時に行ったくらいしか先例がありません。それだけに天皇の尋常ならざる決意がうかがわれます。

明治以前は、八八代の天皇の中で五七例もの生前退位があるので、歴史上は終身制が原則であったとは言えないのですが、明治政府は、天皇の生前退位を制度上認めないことにし、この方針が現憲法下でも引継がれています（皇室典範）。

現天皇は、憲法の定める国事行為の外に、いわゆる「公的行為」を象徴天皇の務めとして熱心に取り組まれています。摂政は国事行為の代行者であって象徴ではないから象徴天皇の務めを果たすには生前退位しかないというのが天皇の考えです。

マスコミの世論調査によれば、一般国民の反応は、90%前後が生前退位を認めてあげたらよいのではないかというもののようです。これに対し、有識者の意見は、公表されたものを見る限り多くは消極的です。大別すると、生前退位そのものに反対する意見と、公的行為に問題がないとは言えないとしてそのための生前退位には賛成できないとする意見に分かれます（生前退位を認めると天皇と上皇ができるとか強制退位の恐れがあるとか住まいの問題があるなどの理由は本質的ではありません）。

最近の傾向としては、本音は消極意見であるにもかかわらず、天皇の明示の意向に逆らえないので現天皇の生前退位に限りやむを得ず賛成するが、皇室典範改正による制度化には反対という論者が増えているようです。安倍内閣の特別措置法による対処が正にそれです。

## 2 天皇の公的行為と生前退位

天皇は、憲法の定める国事に関する儀礼的な行為を内閣の助言と承認のもとに行い、国政に関する権能を有しないものとされています。

ところが、実際には、天皇は、国事行為以外に、国会の開会式に出席して「おことば」を述べ、外国の元首と会話し親書親電を交わし、戦没者の慰霊や被災地の見舞いなどのほか外国の親善訪問をされたりしています。これらは私的行為とは言えないので「公的行為」と称されています。

天皇が公的行為を行うことには法的に問題があるとする憲法学者が少なくありません。天皇の公的行為は、その権威のために多かれ少なかれ政治的な意味合いを帯びることを避けられず、天皇が国政に関する権能を有しないとする憲法の規定の趣旨に沿わないように見えるからです。しかし、天皇は、これらの公的行為を出来るだけ多く行うのが象徴天皇の務めであるという信念のもとに、公的行為の務めを十分に果たすことが出来ない自分に代わってこれを十分に行える皇太子に引継ぎたいと言われます。

多くの国民は、天皇の象徴としての責任感に感じ入り公的行為に勤しむ姿に好感を寄せています。他方、有識者や政府関係者は、別の観点から公的行為を問題にします。或る者は、天皇の伝統的な地位性格と矛盾する生前退位を認めてまで公的行為を行なう必要はないとし、或る者は、公的行為を熱心に行なうことにより天皇の権威が高まり国民主権制にそぐわない存在になることを警戒して公的行為を縮小すべきだと言います。

こうした状況の中で象徴天皇がどのような公的行為をどの程度行うのが望ましいのか、公的行為について助言と承認までは必要がないとしても内閣の関与の仕方をどのようにルール化するか等については慎重に検討する必要があります。

## 3 象徴としての天皇

一般に、象徴とは、無形の抽象的な何ものかを表わす具体的な事物を言い、平和を象徴する鳩や純潔を象徴する白百合などが例として挙げ

られます。国の象徴が国旗や国歌だというのは分りますが、意思を持ち移ろいやすい生身の人間を象徴とするのは異例ですし無理があります。

ポツダム宣言受諾から新憲法制定に至る経緯を振り返ると、象徴天皇制は、敗戦により存廃の危機に立たされた天皇制を何とか残すために、天皇が国政に関する権限を有しないいわば単なる「飾り」であることを示すための苦肉の策として案出されたものと思われます。従って、「象徴」は美称であってその本来の意味で用いられているのではないと考えるべきでしょう。

明治憲法下の天皇は現人（あらひと）神とされていました。学校には天皇の写真を奉じた奉安殿が置かれて登下校の生徒がその前で最敬礼し、人々は遠方であっても皇居へ向かって東方遥拝を行いました。市電が皇居の前を通る時、乗客は皆立って皇居に向かって最敬礼しなければならず、これをしない人は非国民呼ばわりされました。終戦時に昭和天皇が人間天皇宣言を行い憲法が象徴天皇制を規定したことによって、こうした天皇の現人神性は完全に否定された筈です。

ところが、今日でもなお天皇を明治憲法下の神格化された地位に戻し或いはこれに近づけたいと願う復古主義者（安倍首相を含む日本会議の会員など）がおり、天皇の神格性と相容れない人間としての天皇から目を背け、天皇の存在そのものが象徴であり生前退位は天皇の象徴たる地位に相応しくないと主張しています。現天皇が被災者を見舞う時、膝を折って相手の目線で言葉をかける姿は人間天皇に相応しいと思われていますが、復古主義者は、これを苦々しく思っているに違いありません。復古主義者は、また、「生前退位を認めると、日本の国柄（国体）の根幹をなす天皇制の終わりの始まりになってしまう」という危機感を持っているようです。

#### 4 個人としての天皇

天皇が憲法の保障する基本的人権の享受主体であるのかどうかは憲法学者の中で説が分かれています。肯定説、否定説いずれの立場も、

世襲の象徴天皇制と相容れない平等原則や結婚の自由や表現の自由や選挙権など一般国民に保障される基本的人権が大きく制約されることを認めます。しかし、天皇といえども、人として生れながらに具わっている天賦の人権があることを否定する者はいません。この観点から生前退位の問題を考えてみることにします。

憲法一八条は、人がその意に反する苦役に服させられることを禁止しています。天皇がその意に反してその地位に留めさせられることが苦役に当たるとまで言うつもりはありませんが、程度の差こそあれそれに類する自由の束縛であることに違いありませんし、個人の尊厳という普遍的な価値とも相容れません。

復古主義者は、生前退位を認めると即位を拒否する自由も認めることになり、そうすると皇位継承者がいなくなって女系天皇を認めざるをえなくなる事態が予想され、これまで男系で続いてきた万世一系の皇統が崩れてしまい国体の破壊につながると主張しています。安倍首相も基本的にはこの立場だとみられます。

この見解は、万世一系の皇統という抽象的な価値を守るために、皇位継承者として皇室に生まれた者の即位・退位の自由を許さず、その意に反する場合でも生涯その境遇に縛り付けられるべきだとするのです。これは人道に反するように思われます。

#### 5 生前退位の制度化

世界の君主国を見ると生前退位を認めるものが殆どです。ローマ法王も生前退位が認められています。わが国でも、国民の多くは老体にむち打って公務に務める天皇を「痛々しい。それでは天皇が可哀想だ。もっと自由にさせてあげたい」と素朴に思っています。これが国民の総意であるとするれば、天皇の生前退位も即位の辞退も、また女系天皇も認めるべきだということになりそうです。いずれにしても、現天皇だけの特例などという小手先の対応ではなく、あるべき制度の問題としてイギリスの王室などを参考に皇室典範の改正に正面から取り組むべきだと考えます。

# 「熊野寮」の思い出



弁護士 尾藤廣喜

Hiroki Bitoh

## 大学入学のころ

私が京都大学法学部に入学したのは、1966年でした。当時父は香川県で小さな八百屋を営んでおりましたが、病気を抱えて十分に働けず、収入は少なく、私が、大学進学をすれば、自分の生活は自分で支えるほかない状態でした。このため、父だけでなく、母や高校に入学したばかりの妹にも、本当に苦勞をかけました。

当時国立大学の授業料は月額1,000円でしたが、日本育英会の特別奨学金は月額8,000円（うち、3,000円だけ返還義務あり）で、家庭教師のアルバイト代が月額5,000円程度だったと記憶しています。当然、下宿はできず、京大の学生寮である「熊野寮」に入ることになりました。

熊野寮は、1965年にできた新寮で、寮費は、吉田寮（旧寮）が月額100円、熊野寮は月額300円でした。当時そして現在も、京都大学の寮は、学生の自主管理に任されており、入寮者の選考や管理も全て寮委員会が行っていました。

## 寮費3倍化値上げ反対運動

私が入寮してすぐの「寮生大会」で、この寮費問題にどう対応するか議論されました。寮委員会の提案は、「本来寮の費用は、大学当局、ひいては文部省当局が負担すべきものであって（負担区分）、月額100円でも負担すべきではない。新寮になって、100円を300円に3倍化することは認められない。我々は寮費不払いで対抗しよう。」というものでした。私をはじめ少なくない人数の者は、「下宿生の下宿代は1畳1,000円が平均。新寮の月額300円は高くない。寮費3倍化の主張は、本質を歪める主張である。」と反論しましたが、「負担区分の本質が分かっていない」として、圧倒的多数で、寮費不払いが決議されました。

私は、不満であっても、決定には従わざるを得ず、結局は「不払い」に同調することになりました。これに対して、大学では、「寮費不払いの状況では、大浴場の湯を沸かさない。」と

の対応措置をとり、風呂に入れられない状態になったため、寮生全員が近くの銭湯に入浴に行くという笑えない事態になりました。当時の入浴料が、確か32円でしたので、毎月寮費の差額200円の約4.5倍の負担をしていたこととなります。それでも、寮委員会は、「負担区分明確化のためには、多少の個人負担はやむを得ない」との珍妙な言い分を「貫徹して」いたのです。

## 京大紛争のきっかけと展開

そして、この寮費問題がきっかけで、1969年1月16日、寮委員会による学生部封鎖の日を迎えます。委員会は、①負担区分撤廃、②完全自主管理による無条件増寮などの要求を掲げて奥田東総長（当時）らと団交を行っていましたが、決裂。突然建物を占拠、封鎖したのです。私は、寮内の議論も、何らの決議もないままの実力行使に怒り心頭でした。この学生部封鎖が、京大紛争の出発点になります。しかし、京大紛争では、「個別闘争から大学の存立基盤そのものを問う闘いへ」「資本主義社会における教育の意味を根源的に問う闘いへ」と要求内容がエスカレートし、いつしか寮費問題は置き去られてしまいました。

## 現在の「費用負担」問題への取り組み

私は、生活保護問題を中心とした貧困問題への取り組みをライフワークの1つとしています。大学の授業料の高額化、高利の奨学金など高等教育の多額の費用負担が、「若者の貧困」の大きな原因となっていることからすれば、当時の教育の場の「負担区分の明確化」が非常に重大な問題提起であったことは事実です。また、社会保障制度における公的責任の明確化と自己負担分の軽減・撤廃が、制度の根本のあり方を問うものであることも明らかです。しかし、あれから半世紀近く経った今、当時の寮の「闘争方針」が、現実を見ず、市民の理解と支持を求めない一人よがりの運動で空中分解してしまった轍は、絶対踏まないと決意しています。

# 喪中はがきと年賀状



弁護士 山崎浩一

Koichi Yamazaki

## 1 対応についての2つの異なる見解

鴨川法律事務所では、年賀状と暑中見舞いに事務所報をお送りしていますが、喪中はがきをいただいた方に事務所報をお送りするのを差し控えるべきか、お送りするかについて、弁護士の間で意見の相違があります。

差し控えるべきとする意見の理由は、喪に服して悲しまれている方に喜びの意味を表す賀状を送るのは相手の心情を傷つけるのではないかということです。

他方、送るのは構わないという意見の理由は、喪中はがきを出された方は喪に服しているので自分からは年賀状は送りませんということを伝えることに意味があるのだから、受け取った側から出すのは問題はないというものです。

これは、坂元弁護士と尾藤弁護士の見解の相違ですが、どちらの弁護士がどちらの見解であるかは、二人の日頃の考え方を知る方であればおおよそ察しがつくのではないかと思います。

## 2 専門家の意見

どちらの言い分にもそれぞれ理があるように思えましたので、古来からの日本の伝統やしきたりに詳しい先生に質問してみました。その先生のご回答はおおよそ次のとおりでした。

現代の年賀状の習慣は歴史のないことで(新年になっていないうちに、年賀の挨拶を書いているおかしさ・・・)、本来は年が明け、お一日は神様への儀礼挨拶、お三が日に親族、お世話になった重要な方々への挨拶回り、松の内に色々な方々への挨拶回りをすべきところ、直接行けない場合に書面で挨拶状を認めたわけです。

お尋ねの件、年賀状の普及にともない、喪中の方々は、自分には不幸があって、おめでとう、と言えないので、新年でも家のことごとのみ行い対外的な、挨拶は、慎むという習慣から、事前に、私は喪中です。不幸があったので新年の挨拶はできませんと、年賀状交換していた方々への挨拶状を出すことが生まれました。最近ここまで普及すると日本人のお作法になってきているようなので、礼法の観点から私の考えを申し述べれば、個人的にお付き合いがあり、ある程度のお付き合いがあった方で、喪中ハガキを受け取るまで不幸があった事実を知らなかったという場合、「このたびはご丁重なおあいさつを

いただき ○○様のご他界を知りました。少しも存じませず お見舞いもお悔みも申し上げず失礼いたしました。改めてお悔みを申し上げます。本来ならばすぐにでも参上しなければならないところ 遠隔地のためすぐにご焼香に伺えない失礼をご容赦下さい。些少ながらご香料を同封いたしました。ご仏前にお供えいただければと思います。・・・』のような書面で香典を送ります。

喪中ハガキが届いても社交辞令程度の付き合いの相手の場合は、年賀状を出す名簿から外しておく程度。または、いつも通り機械的に年賀状を出す。というのも当然の帰結で、マナー違反でもなんでもありません。

実は、古来、日本人は穢れを嫌う民族なので、喪中の方々に会うことすら嫌ったわけです。喪中の方々は、自ら交流を遠慮したわけです。神社参拝も遠慮したものです。神域を穢すという観点からです。喪に服するというのは、周りに穢れをかぶせないように、行動を慎むということです。穢れを嫌う文化で宮中では死にそうになると里に返されたくらいです。源氏物語の桐壺で物語られている通りです。

ですからか、本来は喪中ハガキを出すこと自体が相手に喪をかぶせることになるので失礼なはずなのです。私たちは、喪中ハガキを受け取った時、あの灰色の枠にはまった文面に何か嫌な気がするはずで、これが日本人の生まれ持った感性です。

## 3 私見

どうやら喪中はがきを出すということは最近始まったもので、古来のしきたりとは関係ないことのように、どちらの対応をしてもしきたり上は問題ないようです。

今では穢れの意識というよりは、哀しむ気持ちというものが中心になっているという気がします。そうであるなら喪中はがきを受け取った側とすれば、喪中のご家族の心中を察し、その心情に配慮する対応をとればよいという気がします。

新年を寿ぐ年賀状を送ることが一概に相手方の心情に配慮していないともいえないように思います。年賀状を送らない、あるいは年賀状にお見舞いの言葉を添える、そのまま年賀状を送るなど、状況に応じて対応の仕方は変わるのかもしれない。

# 某省行政処分手続体験記



弁護士 鋤田 則仁

Norihito Kwata

学生時代に行政法を学んで以来、処分をすることを決めた役所が処分をする前に、あるいは処分をした役所が事後に、本人の言い分を聞き入れて処分を見直すということが現実にとれだけあるのか甚だ疑問に思っていましたところ、この疑問を払拭するにふさわしいのではないかと思われる資格の取消処分予定事件を受任しました。そこで、万全の準備をして某省主宰の聴聞（処分に先立って処分予定者から弁解を聴き、反証を提出させる手続）に乗り込みました。しかし、そこに見えたのは、法律と常識を超越した世界であり、振り返ると、いかなる準備も無力ということでした。



まず、聴聞の議長（主宰者と呼ばれます。）は、聴聞手続を取り仕切り、その経過を調書に記載し、処分についての自らの意見を処分権者（本件では大臣）に述べる者であり、大臣はこの意見を尊重して処分についての判断をすることに行政手続法上はなっています。ところが、現実には、主宰者は某省の処分担当課ではない部署所属の某省職員（課長補佐クラス）でしたから、常識で考えれば、担当課が既に処分を行う方針を決め、大臣がそれを承認している以上、同じ某省の人間がその方針に逆らった意見を出せる筈はありません。せめて、別の省庁所属の職員が主宰者にならないと、公正はもとより公正らしさもないと言わざるを得ません。ちなみに、地方公共団体では、処分とは関係のない部署であり、行政手続一般にも比較的明るい総務部門の職員を主宰者としている例もあるようです。



聴聞当日及びその後の進行は、行政手続法を知らない人物が手続を進めているのか、知っているが遵法精神がないのか、総務省の行政解釈にも反するような取扱いもみられ、相当にひどいものでした。

何しろ、①聴聞の際、開口一番、予定する処分の理由であると通知してきた理由とは違う理由を平然と朗読される（それでは弁解の準備ができない。）、②質問をしたら、すべて持ち帰って検討すると言われる（その場で答えるのが大原則。しかも、担当課の課長作成の通達に違反したと理由で述べているので、違反とされる通達の文言の行政解釈を尋ねたのに担当課職員が答えられないというのはあり得ない。）、③資格取得申請時の審査基準を密かに変えてしまい、それを告知することもなく、淡々と聴聞を済ませ、申請が変更後の審査基準に違反していることを処分後に報道発表するという常識の世界では考えられないことが起こるといったことが続きました。ただし、録音し、速記までとって速記録を聴聞調書に添付してくれるという想定外のサービスがついているのは、罪滅ぼしのつもりでしょうか。これは裁判で使えます。



極めつけは、たった30分間の聴聞の調書や聴聞報告書がいくら督促しても一向にできあがらず（きちんと調書ができているかのチェックなどのため閲覧権があります。）、待つこと2か月。突如、処分を決めるための審議会が開かれるとの情報が飛び込み、役所に問い合わせるも、未だ調書等はできていないとのこと。結局、審議会前日に多数の調書や報告書が出来上がった様子であり、審議会は2時間程度「審議」して何十人もの大量処分の答申を出し、即日、大臣が処分決定をするというお役所仕事とは縁のない電光石火の早業ぶり。正々堂々と処分するにはよほどやましいところがあるのでしょうか。



まだまだありますが、とにかく法治国家にいるとは思えない驚愕の体験でした。このような処分は絶対に正さなければなりません。

# トランプ氏当選と、脅かされる マイノリティの日常

弁護士 富増四季

Shiki Tomimasu



トランプ氏当選が決まった翌日、ニューヨーク・タイムズ紙（以下「NYT紙」という。）のウェブサイトにて、通勤中の市民6名の声を集めた動画インタビューが掲載されていました。トランプ支持者の「クリスマスに、予想外に自分の一番ほしかったプレゼントをもらった気分！」といった軽いコメントや、民主党支持者の落胆しきった声があるなかで、具体的に身の危険を感じると訴える20代ムスリム学生の声の切実さが際立っていました。

この学生は、普段どおりスカーフをまとった通学姿で「今朝目覚めたとき、昨日までとは違う社会なんだ、と自分に言い聞かせたわ。」

「街を歩いているときは、周囲に誰がいるか、どのような人が私に近づき声をかけようとしているか、常に気をつけるようにしなければ。通勤中に音楽を聞くとときも、イヤホンは片耳だけにします。」とインタビューに答えていました。



★

今回の結果は、そもそも選挙という手続が「より真実を提供した候補者」を選ぶものではなく、「政治部門のリーダー」を選ぶものにすぎないということを再認識させるものでした。「大都市の都心部は記録的な犯罪率で戦場のような有様」「アメリカの税率は世界一高いものだ」「気候変動は中国政府のでっち上げ情報戦略」などの発言が、事実の確かさという観点で有権者の追認を得たなどと解釈すべきではありません。この点については、NYT紙論説でクルーグマン教授が指摘するとおりです。

むしろ、支持者の大半は、トランプ氏の指摘が真実とはかけ離れたパフォーマンスと許容しながら投票したと見られています。エリート支配やグローバル経済至上主義を激しく批判するトランプ氏の姿勢に共感したというところでしょう。本来ならば公約として位置づけられるべきはずの発言の数々も、当選後の修正があたかも織込済みのように、軽く捉えられていたのです。

こうして見ると、言葉の無責任さ、すなわち、従来の選挙では確実に票を失う要因となっただけの問題発言が、ある種のパフォーマンスとして有権者に許容されたことが、今回の選挙の特徴でした。度重なる人種差別発言についても同じことが言えます。当選した途端、したたかなトランプ氏は、「私はすべてのアメリカ人のための大統領となることを誓う。反対意見も取り入れ、一致団結して偉大なアメリカを実現したい。」と宣言しました。選挙時に物議をかもした過激な移民排斥政策なども、実際のところは、どの程度実施されるかは未知数です。

★

しかし、言葉の無責任さとは裏腹に、アメリカ社会に扇動された差別意識が、既に具体的な害悪を生み出していること、マイノリティの人々に恐怖感を与え日常の平穏を奪っていることを忘れてはいけません。

当選の直後に、ある都市のデパートのショーウィンドウにはヒトラー政権になぞらえてトランプ氏を賞賛するスプレー落書きが現れ、ミネソタ州の高校のトイレでもおなじみの「アメリカをもう一度偉大な国に」スローガンに（黒人は）「#アフリカに帰れ」とハッシュタグをつけた差別落書き事件が発生しています。極めつけは、悪名高い白人至上主義団体の指導者が「我々は選挙に多大な貢献をした。」「国内が一致団結するための選挙だと言う奴がいても、それは真っ赤なウソで、言った奴自身もそれがウソだとわかって言っている。」などとツイートしていることです。

★

選挙の翌日、NYT紙社説はトランプ氏に警告しました。「選挙中にばらまいたヘイトを速やかに撤回せよ」と。公人として発言を行った以上は、自身の発言が社会内で連鎖反応を及ぼす作用に無関心であることは許されません。

「私自身は差別的意図はありませんでした」との弁明を許してはならないのは、日本でも同じです。私たちの一票が、こうした公人の無責任な差別発言に力を与え、マイノリティに恐怖感を与える作用をもちうるということも、投票の判断要素として重視せねばと感じます。

# 日本のナショナル・ アーカイブ

弁護士 齋藤亮介

Ryosuke Saito



前職在職中、国立国会図書館での研修を受ける機会に恵まれたことがありました。この時に初めて触れた国会図書館のデジタル・アーカイブ（有形・無形の文化財をデジタル情報として記録し、劣化なく永久保存するとともに、ネットワークなどを用いて提供すること。）には驚きました。国会図書館内の端末からアクセスすれば、インターネット上で国会図書館が収蔵している資料のデジタルデータそのものを閲覧できるのです。収蔵されている情報には大学教授等の専門家が自らの文責を明らかにして出版したものもあり、訴訟の資料としても十分使えるような情報にも簡単にアクセスできます。一般のインターネット上の情報ではこうはいきません。

図書館の収蔵する資料を電子化しインターネット上で提供することを Google が GoogleBooks の名のもとに試みており、それが問題視されていることは私も以前から知っていました。これまでの文化・芸術・技術・科学といった知の集積を、Google というアメリカの企業が一手にする可能性があるわけですから——私にはGoogleがこの試みを完遂した後になお対抗できる具体的な存在を容易には想定できません——これは重要な問題です。それだけに、この国会図書館のデジタル・アーカイブに接したときには、なんだ、日本もしっかり対応していたのではないかと感心していました。そう、これはまさしく日本政府の対応の賜物だったのです。

昨年11月に、松田政行＝増田雅史「Google Books 裁判資料の分析とその評価」という書籍が刊行されました。この本は、法専門家である著者らがアメリカのGoogleBooksをめぐる訴訟を法的に解説するとともに、断定的表現こそ避けているものの、当時の日本政府、特に文化庁がこのデジタル・アーカイブの黒船というべきGoogleBooksにどのように対抗していたかについても触れています。

2005年9月、Googleに対して全米作家組合等がGoogleBooksの著作権侵害に対して訴訟を提起し、これがクラスアクションという

集団訴訟として扱われることになりました。この訴訟では2回和解案が作成されたのですが、2009年1月に作成された旧和解案では、なんと日本を含めた他国の出版社等もこの訴訟の和解案による拘束の対象とされていました。これに対しては、当然、直ちに世界中から大きな反発が寄せられましたが、その時には、日本政府からは表向きには一切反発が示されませんでした。このように書くと、日本政府はまたアメリカの顔色を伺っていたのか情けない、などとも思われるかもしれませんが、ことはそのように単純ではなかったのです。

実はこの時、日本政府は、欧州各国の反発を見て、このまま和解案が最終承認される可能性は低いと読んだ上で、手の内を悟られないように表立った動きを避けつつ、迅速に日本独自のナショナル・アーカイブを構築させることを先行させるべきだという判断をしたのではないかとされています。

この日本政府の読みは筋がよく、果たして2009年11月には修正された和解案が提示され、日本を含めた多くの国が和解案の拘束から外れることになりました。他方で、日本政府は同年6月にはナショナル・アーカイブを可能とさせる著作権法改正を成立させ、2010年1月1日には同改正法を施行させました。そして、この改正で構築が可能になったナショナル・アーカイブこそが、まさに国立国会図書館のデジタル・アーカイブ・システム（国立国会図書館デジタルコレクション）なのです。

和解案が提示されてから1年足らずで法改正に漕ぎ着け、我が国独自のアーカイブを構築するに至ったことは賞賛されるべきでしょう。私が接したデジタル・アーカイブは、多くの関係者の努力が結実したものであったのです。

今後は、ナショナル・アーカイブの構築を進めるとともに、外部からのアクセスにも対応がなされることも期待されます。また、有料配信を可能とする仕組みが構築されれば、出版不況にあえぐ出版社等の新たなビジネスモデルにもなるのではないのでしょうか。この事業のさらなる発展には非常に期待しています。

# デスク周り百景

弁護士 鋤田透

Toru Kuwata



学生の頃は、学校やバイト先に行っても自分のデスクというものはなく、持ち物は全て持ち歩くロッカーに入れるなどしていました。法科大学院では、自習室の席が固定ではなかったため、良い席の奪い合い(?)のようなものが発生して何ともいえないピリピリとした空気感があり、少し窮屈な気分だったのを覚えています。

ですが、弁護士になると、私にも所内にデスクが与えられ、引出しやデスク上の物の配置などについては基本的に自由にできます。自分が使えるスペースが保証されているというのは嬉しいことですが、どのようにレイアウトし、整理収納していくかは悩ましい問題です。



現在、職場のデスク周りのレイアウト・整理収納術については、ノウハウ本も発売されていますし、ビジネス誌、ネット上でも数多くの特集記事があり、今や一ジャンルを形成しているといってもいいでしょう。中には、「仕事ができる人はデスク周りで決まる」、「デスクを見ればできる人かどうか一目瞭然」などと謳っているものも存在します。

ただ、そのための作法や方法論は様々で、少しやり過ぎではないかというものまで存在します。例えば、デスクの上には極力物を置くべきではなく、作業しているものとパソコン、電話以外の物は全て引出しや棚にしまっておき、必要があればその都度出すべきだというものがありました。つまり、よく使うものであっても、使えば元に戻すという習慣をつけることで常にシンプルな仕事環境となり、書類も紛失せず効率も上がるというわけです。理屈としては非常によく分かるのですが、面倒くさがりな私からすれば、そこまでしないといけないのならもうやらなくていいかと思ったりしてしまいます。

また、デスクの上に、家族写真や置物、キャラクターグッズといった仕事に関係しない私物を置くことについても賛否があるようです。日本では、伝統的に、職場への私物の持込みは公

私混同であるとして嫌われてきたようです。しかし、最近では、終身雇用制が衰退して成果主義的な考え方が増加し、職場の空気を読む文化が薄れつつあることや、欧米風の仕事文化の影響もあってか、私物の存在によってかえって仕事へのモチベーションアップに繋がることもあるとして、寛容な考え方になりつつあるようです。ただ、未だに抵抗感を示す意見も根強く、結局のところ、各職場の気風を害さない程度であれば良いという雰囲気になってきたというところでしょうか。



このような『デスク周辺環境学』について色々調べていると、具体的な主張内容には温度差があり、勝手に個々人が実践するのであればともかく、他人にまでは強制しがたいものも多く、職場のデスクこうあるべし、という決定版はないのが現状でしょう。ただ、どの意見も、普段仕事を行うデスク周りの環境は仕事のパフォーマンスに影響を与えうるものなので、デスク周りの環境を整えて①仕事を効率化し、②ミスを減らして生産性を上げ、③見栄えもすっきりさせることが重要であるという方向性は一致しています。

つつい物を重ねてしまう私としては、自戒として①～③の点に留意しなくてはと思いました。ただ、その方向性を実践する中でも各人によって個性が出ているデスクの方が、温かみや面白みがあっていいような気がしますから、その両立にはなかなか工夫が必要そうです。



ちなみに、参考にしようと当事務所の先輩弁護士のデスクの様子も折をみて観察してみました。すると、退所後はまさにパソコンと電話以外は何もない机もあれば、様々な書類が積み重ねられている机もあり、十人十色といった様子でした。長い経験を積み重ねた各人の合理的帰結としてこのような形になっていったのか、単なる性格的な問題なのか、興味深いところです。

## かがわ講座 高齢者に対する次々販売、過量販売の取り消し

消費者契約法と特定商取引に関する法律（以下「特商法」といいます。）のそれぞれ改正法が、2016年5月に成立し、同年の6月3日に公布されました。消費者契約法は、2017年6月3日に、特商法は、公布から1年6ヵ月以内に政省令等を整備して施行されます。

その中で、最も大きな改正点は、契約の取り消しができる不当な勧誘行為として、「物品、権利、役務その他の契約の目的の分量が、その消費者にとっての通常の分量等を著しく超えるものであることを事業者が知って勧誘した場合」が加わったことです。

高齢者の判断能力の不足などにつけ込んで、必要がない商品を大量に売りつける行為が多発しています。従来は、このような場合には、成年後見制度を利用したり、意思能力がないとか、契約が公序良俗違反であると主張するなど、かなり高いレベルの契約の不当性、判断能力がないことなどを消費者が総合的に証明しない限り契約の無効を主張できなかったのです。ところが、今回の改正で、判断能力が不足している消費者に、繰り返し、同種の商品を販売し、これが過量（売りすぎ）

となっただけで、「不適切な取引」であるとされ、売買契約を取り消されることになりました。つまり、高齢社会における適正な取引ルールを定め、守る責任が、事業者の側に課せられることになったのです。

さらに、その外に、①不実告知、不告知による取消原因となる重要事項に、消費者の重要な利益についての損害又は危険を回避するため通常であると判断される事情が追加されました。また、②事業者の債務不履行や有償契約での瑕疵担保責任に基づく、消費者の契約解除権を放棄させる条項が「無効」とされ、③消費者の利益を一方的に害する無効な契約として、消費者の不作為を消費者契約の申し込み又は承諾の意思表示とみなす条項を例示するなど、消費者の利益がより保護される法改正になっています。

なお、特商法では、法の対象範囲が拡大されたり、悪質事業者に対する行政処分などの規制が強化されています。

折角の法改正ですから、是非その内容を十分に活用しましょう。契約がおかしいな、これは疑問だと思ったら、当事務所に是非ご連絡下さい。